

## 【そ】

騒音を発する場所の明示 ▶則583の2、平4・8・24基発480

等価騒音レベルが、90デシベル以上の屋内作業場で労働者に作業させるときは、当該作業場が強烈な騒音を発する場所であることを労働者が容易に知ることができるように、標識によって明示する等の措置をする必要があります。

総括安全衛生管理者 ▶法10、則3の2、昭47・9・18基発602

1 総括安全衛生管理者は、安全管理者、衛生管理者または労働安全衛生法25条の2第2項の規定により技術的事項を管理する人の指揮をするとともに、以下の業務を統括管理します。

①労働者の危険または健康障害を防止するための措置に関すること
②労働者の安全または衛生のための教育の実施に関すること
③健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること（健康診断の結果に基づく事後措置、作業環境の維持管理、作業の管理および健康教育、健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置が含まれます。）
④労働災害の原因の調査および再発防止対策に関すること
⑤安全衛生に関する方針の表明に関すること
⑥労働安全衛生法28条の2第1項の危険性または有害性等の調査およびその結果に基づき講ずる措置に関すること
⑦安全衛生に関する計画の作成、実施、評価および改善に関すること

なお、「業務を統括管理」とは、前記に掲げる業務が適切かつ円滑に実施されるよう所要の措置を講じ、かつ、その

実施状況を監督する等当該業務について責任をもって取りまとめることをいいます。

2. 総括安全衛生管理者は、事業場においてその事業の実施を統括管理する人を充てる必要があります。

なお、「事業の実施を統括管理する人」とは、工場長、作業所長等名称のいかんを問わず、事業場における事業の実施について実質的に統括管理する人をいいます。

**総括安全衛生管理者の選任** ▶ 則 2・3、昭47・9・18基発601の1

総括安全衛生管理者は、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任する必要があります。事業者は、総括安全衛生管理者を選任したときは、遅滞なく、「総括安全衛生管理者・安全管理者選任報告」を、当該事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に提出します。なお、「選任すべき事由が発生した日」とは、当該事業場の業種に応じて、その規模が労働安全衛生法施行令2条で定める規模に達した日、総括安全衛生管理者に欠員が生じた日等を指します。また、鉱山保安法2条2項および4項の規定による鉱山であって、常時100人以上の労働者を使用するものについては、労働安全衛生法114条2項の規定により総括衛生管理者を置く必要があります。

総括安全衛生管理者が旅行、疾病、事故その他やむを得ない事由によって職務を行うことができないときは、事業者は、代理者を選任（例示の事故等が生ずる以前に行っても差しつかえありません。）する必要があります。